

令和5年度答申第77号  
令和6年3月22日

諮問番号 令和5年度諮問第78号（令和6年2月28日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は軍人としての在職期間内に公務に起因して死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aの遺族に対して特設年金が支給されており、父Aは特別弔慰金の支給対象となる戦没者等に該当するとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

ウ 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

エ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とすると規定している。

オ 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡しているときその他の同項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

## (2) 遺族援護法による遺族一時金及び遺族年金の支給

ア 遺族援護法39条の2（昭和52年法律第45号による削除前のもの。以下同じ。）第1項は、同項各号に掲げる遺族には、遺族一時金を支給すると規定し、同項1号には、「昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後6年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、12年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族。ただし、重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかった者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族を除く。」が掲げられていた。そして、遺

族援護法39条の2第2項は、前項に規定する軍人軍属又は軍人軍属であつた者の死亡に関し、遺族援護法による遺族年金、恩給法（大正12年法律第48号）75条1項2号又は3号に掲げる額の扶助料その他これらに相当する給付を受けるべき遺族の範囲に該当する者がある場合には、遺族一時金を支給しないと規定していた。

これを受けて、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和27年厚生省令第16号。以下「遺族援護法施行規則」という。）38条の2（昭和52年厚生省令第25号による削除前のもの）第1項は、遺族援護法39条の2第1項1号の規定により指定する疾病は、結核性疾患及び精神病並びに昭和12年7月7日以後における在職期間内に発した公務上の結核性疾患又は精神病に関連する疾患とすると規定していた。

イ 遺族援護法23条1項は、同項各号に掲げる遺族には、遺族年金を支給すると規定し、同項9号（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下同じ。）には、「昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾患にかかり、当該在職期間内又はその経過後6年（厚生大臣の指定する疾患により死亡した者については、12年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾患にかかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾患に関連しない負傷又は疾患のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。）」が掲げられている。

これを受けて、遺族援護法施行規則24条の2第1項は、遺族援護法23条1項9号の規定により指定する疾患は、結核性疾患及び精神病並びに昭和12年7月7日以後における在職期間内に発した公務上の結核性疾患、精神病又は原子爆弾の傷害作用に起因する疾患に関連する疾患とすると規定している。

ウ 遺族援護法23条1項9号の規定は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時金を廃止して年金化するために、昭和52年法律第45号により追加されたものであり、上記イの遺族年金の支給に係る死亡した者の身分及び死因の要件は、上記アの遺族一時金の支給に係るそれらの要件と同じであるとされている（昭和52年6月24日付け援発第611号厚生省援護局長通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律等の施行について」の記第1の1の(4)のア、第3

の1の(4)のア及びエ参照)。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和10年a月b日、父Aと母のC(以下「母C」という。)の間の長男として出生した。

(戸籍個人事項全部証明書(審査請求人)、戸籍抄本(審査請求人)、戸籍謄本(戸主:審査請求人)、改製原戸籍謄本(戸主:審査請求人)、除籍謄本(戸主:父A)、戸籍謄本(筆頭者:母C))

- (2) 父Aは、昭和12年9月9日、充員召集により輜重兵第c連隊に応召して自動車隊第d中隊に編入された後、第e野戦自動車廠に配属となり、D国で勤務していたが、昭和13年11月20日にE陸軍病院に入院し、昭和14年1月5日に同病院を治療退院した。その後、父Aは、第f野戦自動車廠、輜重兵第g聯隊留守隊等に転属となり、昭和14年9月6日に召集解除となったが、昭和17年4月1日に第1国民兵役編入となった。

(兵籍簿)

- (3) 父Aは昭和18年1月30日に、母Cは昭和57年7月17日に死亡した。

(除籍謄本(戸主:父A)、遺族年金等台帳)

- (4) 審査請求人は、令和3年8月31日、住所地のF区長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (5) 処分庁は、令和4年6月2日付けで、審査請求人に対し、「A様のご遺族に対して特設年金が支給されており、A様の死亡の状況が特別弔慰金の対象となる戦没者と認められないため」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

- (6) 審査請求人は、令和4年9月6日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和6年2月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件却下処分取消しを求める。

- (1) 母Cは、父Aの遺族として、遺族年金ではない特設年金を受給していたが、処分庁がこの二つの年金を差別していることに不服がある。すなわち、弔慰金は、戦没者等の遺族を癒やすためのいわば線香代ともいえるものであるから、遺族年金を受給していた遺族には弔慰金を支給するが、特設年金を受給していた遺族には弔慰金を支給しないとして、二つの年金を差別している処分庁は、弔慰金の意味を理解していない。
- (2) 母Cは、遺族援護法に基づき、父Aは戦病死したとして、父Aに係る遺族年金及び弔慰金の請求をしたが、当該請求は、父Aが陸軍退職後にかかった肺結核により死亡したとして、却下された。この却下理由が、審査請求人がした本件請求を却下した理由につながっている。

父Aは、昭和14年9月6日に召集解除となって陸軍を退職したが、昭和17年4月1日に第1国民兵役編入となり、その編入を解除されることなく、昭和18年1月30日に肺結核で死亡した。

したがって、父Aは、軍人の在職期間内に死亡しているのであって、その死亡の原因である肺結核は、公務上の疾病でないとしても、遺族援護法34条2項の「みなし規定」により公務上の疾病とみなされるから、審査請求人は、父Aに係る弔慰金を受ける権利を有している。ところが、処分庁は、遺族援護法34条2項の「みなし規定」を援用せずに本件却下処分をしたから、本件却下処分は、違法である。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人が提出した戸籍によれば、父Aは昭和18年1月30日に死亡していること及び審査請求人は父Aの子であることを確認することができる。母Cについては、その死亡を確認することができる戸籍が提出されていないが、審査庁保管の遺族年金等台帳によれば、昭和57年7月17日に死亡していることを確認することができる。

したがって、審査請求人は、本件請求について基準日（令和2年4月1日）における最先順位の遺族である。

- 2 処分庁保管の兵籍簿によれば、父Aは、昭和12年9月9日に充員召集により陸軍に入隊し、D国で勤務中、昭和13年11月20日にE陸軍病院に入院し、昭和14年1月5日に同病院を治療退院した後、同年9月6日に召集解除となり、昭和17年4月1日に第1国民兵役編入となったことを確認

することができる。

遺族援護法によれば、軍人の在職期間は、恩給法の一部を改正する法律（昭和21年法律第31号）による改正前の恩給法（大正12年法律第48号。以下単に「改正前の恩給法」という。）の規定による「就職」から「退職」までの期間をいうとされている。そして、改正前の恩給法によれば、軍人の「就職」とは、非現役軍人については、召集による部隊編入又は志願により軍人たる勤務に就くことをいい、軍人の「退職」とは、現役軍人については、現役を離れることをいうとされている。

上記の規定を父Aに当てはめると、遺族援護法における軍人の在職期間は、昭和12年9月9日の充員召集から昭和14年9月6日の召集解除までの期間であって、昭和17年4月1日以降の第1国民兵役への編入期間は、軍人の在職期間に該当しない。

- 3 審査庁保管の母Cがした父Aに係る遺族年金及び弔慰金の請求（以下「母Cの遺族年金・弔慰金請求」という。）に関する書類（父Aの死亡届に添付の死亡診断書）によれば、父Aの死亡（昭和18年1月30日）の原因は「肺結核」であり、その発病年月日は「昭和17年2月12日」であることを確認することができる。

また、母Cの遺族年金・弔慰金請求に関する書類（遺族年金（弔慰金）却下通知書、裁決書）によれば、母Cの遺族年金・弔慰金請求は、昭和33年10月20日付けで、「A殿は肺結核により死亡されましたが、これは在職中の公務に起因し、もしくは事変又は戦争勤務に関連するものでなく退職後の罹病によるものと認められます」との理由で却下されていること、また、その却下処分に対して母Cがした不服申立ては、昭和38年1月30日付けで、「上記のり病を公務によるものとするには、そのり病が公務遂行と相当因果関係がなければならぬのであるが、死亡した者のり病は退職後のもので在職当時の勤務の内容、給養、環境等の諸条件から判断するに、上記の相当因果関係があると認められず、また、上記のり病が、事変に関する勤務に関連するものと認めることもできないので、不服申立人は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条の規定による遺族年金及び同法第34条の規定による弔慰金の受給権を有しない。」との理由で棄却されていることを確認することができる。

- 4 審査請求人は、処分庁は遺族援護法34条2項の「みなし規定」を援用せず本件却下処分をしたから、本件却下処分は違法であると主張する。

遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内の公務上の負傷又は疾病により死亡した軍人軍属の遺族に弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定しているが、いずれについても、在職期間内の負傷又は疾病により死亡したことが弔慰金の支給要件とされている。

上記を父Aに当てはめると、上記2のとおり、昭和17年4月1日以降の第1国民兵役への編入期間は、軍人の在職期間に該当しないこと、また、上記3のとおり、父Aの死亡の原因である肺結核の発病年月日は同年2月12日であって、肺結核は軍人の在職期間の経過後に発病していること、他方で、父AがE陸軍病院に入院した事由が兵籍簿に記載されていないため、その傷病名を確認することができず、その傷病と肺結核との因果関係を確認することができる資料もないことから、父Aが軍人の在職期間内の傷病により死亡したことを確認することができない。

したがって、父Aは、上記の弔慰金の支給要件（軍人の在職期間内の負傷又は疾病により死亡したこと）に該当しないから、弔慰金の支給対象とはならない。

そして、本件請求時及び本件審査請求時に審査請求人から提出された資料、処分庁保管の資料並びに審査庁保管の資料を確認しても、父Aが軍人の在職期間内の傷病により死亡したことは確認することができない。

- 5 なお、処分庁保管の資料（遺族一時金裁定通知書、遺族年金証書交付通知書）によれば、母Cに対し、昭和44年4月26日付けで父Aに係る遺族一時金の支給裁定が、昭和53年6月5日付けで父Aに係る遺族年金（特設年金）の支給裁定がされていることを確認することができる。

遺族一時金は、昭和39年法律第159号による遺族援護法の改正により、創設されたものであり、特設年金は、昭和52年法律第45号による遺族援護法の改正により、遺族一時金が年金化されたものである。したがって、遺族一時金と特設年金の支給要件は、同じであるところ、遺族一時金は、「軍人軍属が昭和12年7月7日以後の在職期間中にかかった公務傷病によつて療養中死亡した場合又は一定期間戦地に勤務し復員後まもなく死亡した場合において、その死亡が公務傷病又は戦地勤務の影響を受けたものと推測されるにもかかわらず、公務傷病によつて死亡したことの立証が得られないために遺族年金を受けられない当該軍人軍属の遺族に対し」支給されたものであ

り（昭和39年7月9日付け発援第36号厚生事務次官依命通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の施行について」の記1の(2)参照）、軍人軍属が在職期間中の公務傷病に併発した傷病により死亡したとの理由で支給されたものである（同年8月3日付け発援第780号厚生省援護局長通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正について」の記2の(1)のア、昭和40年4月7日付け援護第202号厚生省援護局援護課長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法の運用について（その11）」の（問1）に対する（答）参照）。そうすると、遺族一時金も特設年金も、軍人軍属が在職期間中の公務傷病により死亡した場合には、支給されないものである。

そこで、上記の処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料から確認することができる事実を整理すると、父Aは、軍人の在職期間中に何らかの傷病によりE陸軍病院に入院し、昭和14年1月5日に同病院を治療退院したが、軍人の在職期間の終了（召集解除）後3年4か月が経過した昭和18年1月10日に肺結核により死亡したことから、遺族一時金の支給要件に該当し、遺族一時金の支給裁定がされ、さらに、特設年金の支給裁定がされたということになる。

- 6 以上によれば、父Aは、軍人として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである。

|           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 本件審査請求の受付 | : 令和4年9月6日                                   |
| 弁明書の受付    | : 同年11月14日                                   |
| 反論書の受付    | : 同年12月26日                                   |
| 審理員意見書の提出 | : 令和5年9月11日<br>(弁明書の受付から約10か月、反論書の受付から約8か月半) |
| 本件諮問      | : 令和6年2月28日                                  |



(審理員意見書の提出から約5か月半、本件  
審査請求の受付から約1年5か月半)

- (2) そうすると、本件では、①反論書の受付から審理員意見書の提出までに約8か月半、②審理員意見書の提出から諮問までに約5か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年5か月半もの長期間を要している。このうち、上記①の手續に約8か月半もの期間を要したのは、審理員が、反論書の受付から約6か月半が経過してようやく、処分庁と審査庁に対し、物件の提出依頼をしたことによるものである。しかし、審理員が提出依頼をした物件は、母Cの遺族年金・弔慰金請求に関する書類中の父Aの傷病に関する資料であり、母Cの遺族年金・弔慰金請求が却下されていることは、処分庁が弁明書において言及していたのであるから、審理員としては、弁明書の受付後（遅くとも、反論書の受付後）速やかに上記の物件の提出依頼をすべきであった。また、上記②の手續に約5か月半もの期間を要したことについても、特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、父Aは軍人としての在職期間内に公務により死亡したと主張するようである。

そこで、父Aが軍人としての在職期間内に公務上の傷病又は勤務に関連する傷病にかかり、これにより死亡したと認められるかについて検討する。

まず、父Aの軍人としての履歴をみると、兵籍簿によれば、父Aは、昭和12年9月9日に充員召集により陸軍に入隊した後、D国で勤務していたが、昭和13年11月20日にE陸軍病院に入院し、昭和14年1月5日に同病院を治療退院し、同年9月6日に召集解除となった（上記第1の2の(2)）ことが認められる。しかし、兵籍簿には、入院の理由となった傷病名は記載されていない。

遺族援護法3条1項1号は、軍人の在職期間とは、改正前の恩給法の規定による「就職」から「退職」までの期間をいうと規定し、改正前の恩給法は、軍人の「就職」とは「非現役軍人ニ在リテハ召集ニ依ル部隊編入又ハ志願ニ依リ軍人タル勤務ニ就クコト」をいい（25条2号）、軍人の「退職」とは「現役軍人ニ在リテハ現役ヲ離ルルコト」をいう（26条2

号)と規定していたから、父Aの軍人としての在職期間は、充員召集された昭和12年9月9日から召集解除となった昭和14年9月6日までということになる。

次に、父Aの死亡の原因をみると、父Aは、昭和18年1月30日に死亡した(上記第1の2の(3))が、その死亡届に添付の死亡診断書(G地方法務局法務事務官の昭和33年4月7日付け認証のもの及び同事務官の同年8月17日付け認証のもの)によれば、死亡の原因は「肺結核」であり、その発病年月日は「昭和17年2月12日」であることが認められる。

そうすると、父Aは、召集解除により陸軍を退職した約2年5か月後に発病した肺結核によって死亡したことになる。父Aは、上記のとおり、軍人としての在職期間内にE陸軍病院に入院しているが、入院の理由となった傷病が明らかでないから、父Aの死亡の原因となった肺結核が軍人としての在職期間内の傷病によるものであると認めることはできない。

そして、一件記録を精査しても、父Aが軍人としての在職期間内の傷病により死亡したと確認することができる資料は見当たらない。

したがって、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上の傷病又は勤務に関連する傷病にかかり、これにより死亡したとは認められない。

- (2) 審査請求人は、父Aは昭和14年9月6日に召集解除により陸軍を退職したが、昭和17年4月1日に第1国民兵役編入となり、その編入を解除されることなく、昭和18年1月30日に肺結核で死亡したから、遺族援護法34条2項の「みなし規定」を援用すれば、肺結核は公務上の疾病とみなされ、審査請求人は父Aに係る弔慰金を受ける権利を有していると主張する(上記第1の3の(2))。

しかし、遺族援護法34条は、1項において、在職期間内にかかった傷病により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には弔慰金を支給すると規定し、2項において、前項の規定の適用に当たっては、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する傷病で公務上の傷病でないものは公務上の傷病とみなすと規定しているから、軍人軍属の在職期間内の傷病でないものは、公務上の傷病とはみなされない。

また、第1国民兵役とは、満20歳に達して徴兵検査を受けた者が①現役として2年(陸軍の場合)軍務に従事した後、予備役として15年4か月(陸軍の場合)を経た場合又は②補充兵役として17年4か月を経た場

合に編入された兵役のことであり、この兵役は、実際の軍務には就かず、必要に応じて召集されるものであった（厚生省援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」14頁参照）。そして、遺族援護法2条1項1号は、遺族援護法における「軍人」とは改正前の恩給法19条に規定する軍人等をいうと規定し、改正前の恩給法21条は、軍人とは「陸軍又ハ海軍ノ現役、予備役又ハ補充兵役ニ在ル者」（1項1号）及び「国民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者」（同項2号）をいうと規定していた。そうすると、父Aが、第1国民兵役に編入された後に、召集され、又は志願により国民軍に編入されたことを認めることができる資料は見当たらないから、父Aの軍人としての勤務が第1国民兵役への編入後も続いていたということとはできない。

そして、上記(1)のとおり、父Aは、陸軍を退職した約2年5か月後に発病した肺結核によって死亡している。

以上によれば、父Aの死亡の原因となった肺結核は、軍人としての在職期間内にかかったものではないから、父Aについて遺族援護法34条2項の「みなし規定」の適用はないということになる。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) また、審査請求人は、母Cは遺族年金ではない特設年金を受給していたところ、処分庁がこの二つの年金を差別して、遺族年金を受給していた遺族には弔慰金を支給するが、特設年金を受給していた遺族には弔慰金を支給しないとしていることに不服があると主張する（上記第1の3の(1)）。

処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料によれば、母Cは、①昭和44年4月26日付けで父Aに係る遺族援護法による遺族一時金の支給裁定（遺族一時金裁定通知書）を、②昭和53年6月5日付けで父Aに係る遺族援護法による遺族年金の支給裁定（遺族年金証書交付通知書、遺族年金等台帳）を受けていることが認められる。

上記②の遺族年金の支給裁定に係る資料である遺族年金証書交付通知書の「備考」欄及び遺族年金等台帳の「法の適用区分」欄には、「昭52改正後の法第23条第1項第9号適用」と記載されているから、母Cが支給裁定を受けた遺族年金は、昭和52年法律第45号により追加された特設年金であることが認められる。

そこで、遺族援護法23条1項9号に規定する特設年金について検討すると、同号は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時

金を廃止して年金化したものであり、遺族年金の支給に係る死亡した者の身分及び死因の要件は、遺族一時金の支給に係るそれらの要件と同じであるとされている（上記第1の1の(2)のウ）。そして、遺族一時金について規定していた遺族援護法39条の2第1項1号は、軍人軍属又は軍人軍属であった者（以下「軍人軍属等」という。）の死亡が公務上の傷病によるものであると推測されるにもかかわらず、その立証ができないために遺族年金の支給を受けられない当該軍人軍属等の遺族に対し、遺族一時金を支給することとしたものであった（昭和39年7月9日付け発援第36号厚生事務次官依命通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の施行について」の記1の(2)参照）。すなわち、遺族一時金は、軍人軍属等が、退職後に交通事故により死亡した場合などの公務上の傷病による影響が全く考えられない事由によって死亡した場合を除き、公務上の傷病に併発した疾病により死亡した全ての場合に支給されるものであった（昭和39年8月3日付け援発第780号厚生省援護局長通達「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正について」の記2の(1)のア、昭和40年4月7日付け援護第202号厚生省援護局援護課長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法の運用について（その11）」の別添「戦傷病者戦没者遺族等援護法問答（その11）」の（問1）に対する（答）参照）。したがって、遺族援護法23条1項9号に規定する特設年金は、遺族援護法39条の2第1項1号に規定していた遺族一時金と同様、軍人軍属等が公務上の傷病に併発した疾病により死亡した場合に支給裁定がされるものである。

このように、遺族年金と遺族一時金を年金化した特設年金は、その支給要件を異にしているから、この二つの年金を同一に取り扱うことはできず、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、父Aは、軍人としての在職期間内に公務上の傷病又は勤務に関連した傷病にかかり、これにより死亡したとは認められない。そうすると、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する遺族に該当せず、特別弔慰金支給法2条1項に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

|   |   |   |   |     |   |
|---|---|---|---|-----|---|
| 委 | 員 | 原 |   |     | 優 |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 公 | 美 |
| 委 | 員 | 村 | 田 | 珠   | 美 |